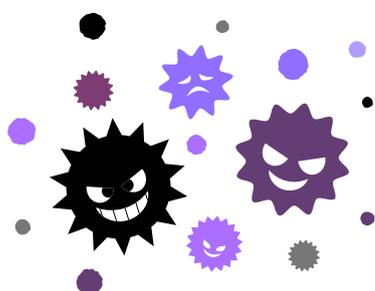




市立砺波総合病院 ☎32-3320

がん 癌の裁判所を担当して

病理診断科 部長 寺畑信太郎



メタボリックシンドロームや生活習慣病が一般的に認知されるようになって時が経ちますが、脳血管疾患、心臓病、糖尿病、脂質異常症、高血圧に加えてがんも生活習慣病の一つに挙げられるようになり、皆さんに身近なものとなつていきます。今日は、がんかどうかを判断している病理診断についてお伝えします。

一昔前はがんの告知を患者本人に伝えることも多かったのですが、最近では特別な事情がない限りは本人に直接告げられません。がんという病気を正しく理解し、向き合ってもらつたためです。時折がんと診断されたことについて気持ちが整理できず、いろいろな病院を訪れる方もいらっしゃると思います。セカンドオピニオンを否定するものはありませんが、先進医療を必要とするなどの特殊な例を除き、最近では種々のがんに対する標準治療のガイドラインが定められており、当院をはじめとするがん拠点病

院ではその内容が大きくかわらないことも事実としてあります。

がんの診断は主治医から患者やその家族に告げられますが、がんそのものの診断はわれわれ病理医が行っています。患者の方々から採取された小さな組織検体や手術で切除された少し大きな検体を病理診断科で受け付け、標本を作製し、顕微鏡で観察、病理診断報告書を作成し、それが主治医に届けられた後にがんの告知が行われます。病理診断は病理医が顕微鏡下で直接標本を観察して行う作業で、いわゆるアナログ的な作業です。

内視鏡や画像検査などでがんを疑つてもそれは疑いであつて、病理診断報告書が「がん」の最終的な判断を行うこととなります。そのような事情から病理診断科はしばしば病院内の裁判所に例えられます。

当院では、専属の病理医が2名在籍しており、外部に委託することなく院内で業務

が行われていますが、全国的にみると、以前にもまして病理医の不足が叫ばれています。病理専門医は全国の医師数の約0.8%で2,000人程度、県内には20人程度いるにすぎず、まだまだ足りない現状があります。

テレビの医療ドラマでは法医学、産婦人科、内科や外科、最近では放射線科などの様々な専門分野の医師が登場しますが、病理医が登場することはほとんどありません。数年前に病理医が主人公のドラマが放送されたことがあり、病理医が脚光を浴びることで社会的な認知度があがり、病理医を目指す学生も増えるのではないかと少しときめきました。が、続編の予定もなくとも残念です。

病理医は通常の診断業務に加え、病院で亡くなられた方の病理解剖も行っています。予想できなかった急な死亡や十分に検査ができず死亡された方などの解剖から得られる情報は今後の診療の貴重な資料となり、財産となります。患者ご家族のご理解をお願いいたします。

病理医はがん診断の専門家です。当院では病理外来を特に設けてはいませんが、がんについての疑問や相談があればがん相談支援センターを通じてお応えすることも可能なので気軽にお声がけください。